

**お詫びと訂正—2014年版旅行業実務シリーズ「旅行業法・旅行業約款」正誤表**

標記のテキストにおいて誤りがありましたのでお詫び申し上げますとともに下記のとおり訂正くださるようお願い申し上げます。太字（下線部）が改訂となる個所です。

(株) JTB総合研究所  
2014年4月12日  
2014年11月17日\*追記  
2015年1月9日\*\*追記

訂正箇所 及び訂正概要	誤	正
P14 解説2の(2) 本文の差替え	(2) 第(3)号、第(4)号、第(5)号の行為＝ <u>手配旅行契約(旅行業約款でいうところの手牌旅行契約)を旅行者との間で行うために、運送等サービスを提供する者と契約を締結する(すなわち、旅行者と運送等サービスを提供する者との間を代理、媒介、取次等を行うことにより仲立ちする)行為。</u>	(2) 第(3)号、第(4)号、第(5)号の行為＝ <u>第(3)号及び第(4)号の行為は、本条第5項により、手配旅行契約に該当する。第(5)号の行為は、他人の経営する運送機関又は宿泊施設を下請け業者的に利用して、旅行者に運送等サービスを提供する行為。</u>
P22 表の最右欄&最上欄	集型企画旅行の受託販売	募集型企画旅行の受託販売
P22 表の下 注3	(文末)… <u>この場合も、拠点区域内の旅行という制限はない。</u>	左記下線部分をすべて削除
P30 法第6条の4解説3行目	…しなければならぬこと <b>(第2項)</b> …	…しなければならぬこと <b>(第3項)</b> …
P42 法第9・10・11条の覚えるポイントの表 左右中央欄の営業保証金の過不足の欄 1行目、2行目の欄	既に供託済の額<前事業年度の取引額 既に供託済の額>前事業年度の取引額	既に供託済の額<前事業年度の取引額に基づく営業保証金の額 既に供託済の額>前事業年度の取引額に基づく営業保証金の額
P70 表の最右欄参考法第12条の7の下の欄	<b>公告</b> の表示事項	<b>広告</b> の表示事項
*P84 下から2行目	……前後1年以上に1回以上……	……前後1年以内に1回以上……
P112 法第20条の解説2行目	なお、「登録の <b>末梢</b> 」と…	なお、「登録の <b>抹消</b> 」と…
P129 上の表のタイトル行	弁済業務保証金分担金の納付期限(注: <b>④</b> )は…	弁済業務保証金分担金の納付期限(注: <b>⑤</b> )は…
P129 下の表の最左欄	<b>⑤</b> 旅行業協会の保証社員でなくなった	<b>⑥</b> 旅行業協会の保証社員でなくなった
P178 募集第2条の覚えるポイントの5 下線部分を削除	5.「カード利用日」とは、…(中略)…支払又は払戻債務を履行すべき日( <b>旅行契約成立日</b> )をいう。(第5項 <b>及び募集第12条第2項</b> )なお、……	5.「カード利用日」とは、…(中略)…支払又は払戻債務を履行すべき日)をいう。(第5項) なお、……
P191 募集第14条の解説6の8行目	<b>オーバーブッキング</b>	<b>オーバーブッキング</b>
P223 受注第4条の解説1行目「その」を削除	本条は、手配代行者について <b>その</b> 定めているが、…	本条は、手配代行者について定めているが、…
P237 受注第20条の解説1～2行	…により旅行業者が旅行開始後に <b>募集型</b> 企画旅行契約を…	…により旅行業者が旅行開始後に <b>受注型</b> 企画旅行契約を…
P238 受注型第21・22条の解説1行目	……、複数の旅行者が同一の <b>募集型</b> 企画旅行に…	……、複数の旅行者が同一の <b>受注型</b> 企画旅行に…
P274 手配第7・8・9条の解説3の7～9行目	通信契約でない場合において、申込金の支払いを…(中略)…第8条である。 契約の成立時期はその旨を記載した書面(特約書面) <b>を交付した時</b> とした。	通信契約でない場合において、 <b>書面による特約をもって</b> 申込金の支払いを…(中略)…第8条である。契約の成立時期はその旨を記載した書面(特約書面) <b>において明らかに</b> するとした。
P296 渡航第7条の覚えるポイントの表	(1)旅行者が…しないとき。(第(1) <b>項</b> ) (2)旅行者が…認めるとき。(第(2) <b>項</b> ) (3)旅行者が…払わないとき。(第(3) <b>項</b> ) (4)…旅行者が認めるとき。(第(4)号)	(1)旅行者が…しないとき。(第(1) <b>号</b> ) (2)旅行者が…認めるとき。(第(2) <b>号</b> ) (3)旅行者が…払わないとき。(第(3) <b>号</b> ) (4)…旅行者が認めるとき。(第(4)号)

訂正箇所及び訂正概要	誤	正
<p>*** P217 別表第2の(注5)の解説</p>	<p>(注5) 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。」とは、「<b>運送機関の種類の変更と運送機関の名称の変更が重複して発生した場合</b>」や「<b>宿泊機関の客室の景観の変更と宿泊機関の名称の変更が重複して発生した場合</b>(例えば、「Aホテルの海の見える(オーシャンビュー)部屋利用」が「Bホテルの海の見えない部屋」に変更となった場合)は、1泊につき2件発生したとして扱わず、1泊につき1件発生したとして取り扱うという意味である。</p>	<p>(注5)「第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。」とは、<b>①第四号の運送機関の種類の変更と名称の変更とが重複して発生した場合、②第七号の宿泊機関の種類の変更と名称の変更が重複して発生した場合、③第八号の宿泊機関の客室の種類の変更、設備の変更、景観その他の客室条件の変更が複数発生した場合、のいずれの場合も、それぞれ「1乗車船等又は1泊につき1件」として取り扱う</b>という意味である。</p> <p>したがって、例えば、「A航空がB鉄道会社の列車に変更となった場合」や「AホテルがBペンションに変更になった場合」は、1乗車船等又は1泊につき2件発生したとみなさず、どちらも「合計1件」発生したとして取り扱う。また、第七号変更と第八号変更が重複して発生した場合(例えば、Aホテルの海の見えるツインルーム1部屋がBホテルの海の見えないシングルルーム2室に変更となった場合)は、第七号変更1件(ホテルの名称の変更)と第八号変更1件(客室の種類の変更と景観の変更の2件とみなさず、併せて1件とみなす。)の合計2件が1泊につき発生したとして取り扱う。</p>

以上

標準旅行業約款が改正されました。下記は、当社テキスト「2014年版旅行業実務シリーズ旅行業法・旅行業約款」における改正個所の新旧対照表となっています。下線部が改正箇所です。主な改正点は、①契約締結の拒否事由、契約の解除事由及び特別補償規程の補償金等を支払わない場合に暴力団排除条項が加えられたこと、②募集型・受注型企画旅行における「旅行開始後」の定義の明確化、③特別補償規程における運送機関が航空機である場合の規程適用開始時点の変更の3点です。なお、「解説」、「覚えるポイント」及び「理解度チェック」の解答における条項号の番号の改訂変更等については新旧対照表を割愛しましたのでご承知おきください。

テキスト頁・改正内容	旧	新
P182 募集第7条（契約締結の拒否）第（4）号以降が変更	<p><u>(4) 当社の業務上の都合があるとき。</u></p> <p><u>(5) 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。</u></p>	<p>(4) 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。</p> <p><u>(5) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。</u></p> <p><u>(6) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</u></p> <p><u>(7) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</u></p> <p><u>(8) その他当社の業務上の都合があるとき。</u></p>
P198 募集第17条（当社の解除権等－旅行開始前の解除）第1項に第（9）号が追加		<u>(9) 旅行者が第7条第(5)号から第(7)号までのいずれかに該当することが判明したとき。</u>
P200 募集第18条（当社の解除権－旅行開始後の解除）第1項に第（3）号が加わり、現行第（3）号が第（4）号に変更	<u>(3) 天災地変、戦乱、暴動……（以下略）</u>	<p><u>(3) 旅行者が第7条第(5)号から第(7)号までのいずれかに該当することが判明したとき。</u></p> <p>(4) 天災地変、戦乱、暴動……（以下略）</p>
P203 募集第20条（契約解除後の帰路手配）第1項	当社は、第18条第1項第(1)号又は第 <u>(3)</u> 号の規定によって旅行開始……（以下略）	当社は、第18条第1項第(1)号又は第 <u>(4)</u> 号の規定によって旅行開始……（以下略）
P195 別表第1取消料 1 国内旅行に係る取消料表の最下段の備考	備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	備考 <u>(1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。</u> <u>(2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</u>
P195 別表第1取消料 2 海外旅行に係る取消料表の最下段の備考	備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	備考 <u>(1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。</u> <u>(2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</u>
P226 受注第7条（契約締結の拒否）第（2）号	<p><u>(2) 当社の業務上の都合があるとき。</u></p> <p><u>(3) 通信契約を締結しようとする場合で</u></p>	<u>(2) 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効で</u>

テキスト頁・改正内容	旧	新
以降が変更	あって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。	ある等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。 <b>(3)旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。</b> <b>(4)旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</b> <b>(5)旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</b> <b>(6)その他当社の業務上の都合があるとき。</b>
<b>P235～236</b> 受注第 17 条（当社の解除権等－旅行開始前の解除）第 1 項に第 (7) 号が追加		<b>(7)旅行者が第 7 条第(3)号から第(5)号までのいずれかに該当することが判明したとき。</b>
<b>P236</b> 受注第 18 条（当社の解除権－旅行開始後の解除）第 1 項に第 (3) 号が追加、現行第 (3) 号が第 (4) 号に変更	<b>(3)天災地変、戦乱、暴動……（以下略）</b>	<b>(3)旅行者が第 7 条第(3)号から第(5)号までのいずれかに該当することが判明したとき。</b> <b>(4)天災地変、戦乱、暴動……（以下略）</b>
<b>P237</b> 受注第 20 条（契約解除後の帰路手配）第 1 項	当社は、第 18 条第 1 項第 (1) 号又は第 <b>(3)</b> 号の規定によって旅行開始……（以下略）	当社は、第 18 条第 1 項第 (1) 号又は第 <b>(4)</b> 号の規定によって旅行開始……（以下略）
<b>P234</b> 別表第 1 取消料 1 国内旅行に係る取消料表の最下段の備考	備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	備考 <b>(1)</b> 取消料の金額は、契約書面に明示します。 <b>(2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</b>
<b>P235</b> 別表第 1 取消料 2 海外旅行に係る取消料表の最下段の備考	備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	備考 <b>(1)</b> 取消料の金額は、契約書面に明示します。 <b>(2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</b>
<b>P248</b> 特補第 2 条（用語の定義）第 3 項第 (2) 号イ	イ <u>航空機であるときは、<b>搭乗手続の完了時</b></u>	イ <u>航空機であるときは、<b>乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時</b></u>
<b>P253</b> 特補第 5 条と特補第 6 条の間に特補償第 5 条の 2（補償金等を支払わない場合－その 4）が新設		<b>(補償金等を支払わない場合－その 4)</b> <b>第 5 条の 2 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。</b> <b>(1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社</b>

テキスト頁・改正内容	旧	新
		<p>会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。</p> <p>(2)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。</p> <p>(3)反社会的勢力を不当に利用していると認められること。</p> <p>(4)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。</p>
P261 特補第 17 条のタイトルの変更	(損害補償金等を支払わない場合) 第 17 条	(損害補償金等を支払わない場合—その 1—) 第 17 条
P263 特補第 17 条と特補第 18 条の間に特補第 17 条の 2 (補償金等を支払わない場合—その 2) が新設		<p>(損害補償金を支払わない場合—その 2) 第 17 条の 2 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払わないことがあります。</p> <p>(1)反社会的勢力に該当すると認められること。</p> <p>(2)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。</p> <p>(3)反社会的勢力を不当に利用していると認められること。</p> <p>(4)法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。</p> <p>(5)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。</p>
P272 手配第 6 条 (契約締結の拒否) 拒否事由の追加	<p>(1)当社の業務上の都合があるとき。</p> <p>(2)通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。</p>	<p>(1)通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。</p> <p>(2)旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。</p> <p>(3)旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</p> <p>(4)旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。</p> <p>(5)その他当社の業務上の都合があるとき。</p>
P278 手配第 14 条 (旅行者の責に帰すべき事由による解余) 第 1 項に第 (3) 号が追加		(3)旅行者が第六条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したとき。
P289 相談第 3 条 (契約の成立) 第 4 項	4 当社は、業務上の都合があるとき又は旅行者の相談内容が公序良俗に反し、	4 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

テキスト頁・改正内容	旧	新
	<p>若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるときは、<u>旅行相談契約の締結に応じないことがあります。</u></p>	<p>(1)旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。  (2)旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。  (3)旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。  (4)旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。  (5)その他当社の業務上の都合があるとき。</p>
<p>P291 相談第5条の前に相談第5条(契約の解除)が新設となり、現行の第5条の条番号が第6条となる。</p>	<p>(当社の責任)  第5条 当社は、… (以下略)</p>	<p>(契約の解除)  第5条 当社は、旅行者が第3条第4項第(2)号から第(4)号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することがあります。  (当社の責任)  第6条 当社は、… (以下略)</p>
<p>P293 渡航第4条(契約の成立)第4項</p>	<p>4 当社は、業務上の都合があるときは、<u>渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。</u></p>	<p>4 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。  (1)旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。  (2)旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。  (3)旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。  (4)その他当社の業務上の都合があるとき。</p>
<p>P296 渡航第7条(契約の解除)第2項の解除事由が追加。第(4)号に暴力団条項が追加となり、現行の第(4)号の号番号が第(5)号となる</p>	<p>(4)第3条第(1)号の代行業務を引き受けた場合において… (以下略)</p>	<p>(4)旅行者が第4条第4項第(1)号から第(3)号までのいずれかに該当することが判明したとき。  (5)第3条第(1)号の代行業務を引き受けた場合において… (以下略)</p>

以上